

令和2年4月22日

報道機関 各位

新潟県小千谷市役所  
小千谷市城内2丁目7番5号

## 第23回全国闘牛サミット in おぢや大会の開催を中止します

6月6日・7日に開催を予定しておりましたが、第23回全国闘牛サミット in おぢや大会は関係市町並びに小千谷闘牛振興協議会の意見を踏まえ、本大会実行委員会において下記を理由に開催の中止を決定いたしました。

### ■中止の理由

- ◆新型コロナウイルス感染症が世界的に感染拡大しており、国内においても4月7日、政府が新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を7都府県に発し、4月16日には対象地域が全国に拡大され、全国的に感染者数は増加している状況である。
- ◆新型コロナウイルス感染症に対する薬、ワクチンが開発、用意されていない現状において、多くの方々が全国から集まる「第23回全国闘牛サミット in おぢや大会」については、感染のリスクが高まる恐れがある。
- ◆新型コロナウイルス感染拡大の終息が見えない中で、年内への延期は先が見通せず開催が難しい。

### ■次年度開催について

次年度の大会開催地については、今後開催される全国闘牛サミット協議会の書面による総会で決定する。

### ■全国闘牛サミット協議会とは

- ◆目的：闘牛の貴重な伝統文化を有する市町が一同に会し、文化の保存・伝承と相互の交流、親睦を深めるとともに、伝統的資源を活かした個性豊かなまちづくりを図る。
- ◆構成市町：岩手県久慈市・新潟県長岡市・島根県隠岐の島町・鹿児島県徳之島町・鹿児島県天城町・鹿児島県伊仙町・沖縄県うるま市・愛媛県宇和島市・新潟県小千谷市の9自治体及び闘牛会等8団体で構成

本件に関するお問い合わせ先／小千谷市観光交流課 担当／荻野・田邊  
TEL：0258-83-3512 FAX：0258-83-0871 E-mail：kanko@city.ojiya.niigata.jp

令和2年4月22日

報道機関 各位

新潟県小千谷市役所  
小千谷市城内2丁目7番5号

## 「錦鯉の里」の鯉を庭園の池に放流

錦鯉の里では、雪解けと同時に庭園と池の清掃を行い、春の準備を進めており、下記の予定でオーナー鯉を屋内の観賞池から庭園の池に移動します。この様子は、春の小千谷ならではの光景です。  
(錦鯉の里は、5月10日(日)まで休館していますので、あらかじめご了承ください。)

### ■期日

4月28日(火)

### ■時間

午前8時30分～ 作業開始

午前9時30分ころ～ 選別放流(午前11時ころ終了予定)

### ■会場

錦鯉の里(城内1-8-22)

### ■内容

昨年秋より、屋内の観賞池で越冬していたオーナー鯉約220尾を、写真と照合しながら選別し、庭園の池へ放流する。

### ■作業者

小千谷市錦鯉漁業協同組合の役員、錦鯉の里職員



△過去の作業の様子



本件に関するお問い合わせ先／小千谷市観光交流課 担当／荻野・田邊  
TEL : 0258-83-3512 FAX:0258-83-0871 E-mail : kanko@city.ojiya.niigata.jp

報道機関各位



新潟県小千谷市役所

小千谷市城内2丁目7番5号

## 令和元年10月発生 令和元年台風第19号災害

## 全国からいただいた義援金を被災された方に届けます

令和2年3月16日に開催された新潟県令和元年台風第19号災害義援金配分委員会の決定に基づき、被災者への配分方法を決定し対象となる被災者へ口座振込申出書を送付しました。

この義援金は、本災害において全国各地からいただいたものであり、新潟県と被災した各市町を通じて被災者に届けられるものです。

## ■配分金額 60万円

■配分方法 県の定めた単価による配分等配分計画を基準とし配分します。

被害別	被災世帯数	単価	配分額
住宅一部損壊	1世帯	20万円	20万円
床下浸水	20世帯	2万円	40万円
計			60万円

被災世帯は罹災時に市が調査した世帯数（確定）となります。

被災者への配分は口座振込を原則とし、口座振込申出書を受付次第、順次送金を行います（4～5月までに口座振込終了予定）。

本件に関するお問い合わせ先／小千谷市福祉課障がい福祉係 担当／中野・小川

TEL：0258-83-3517 FAX：0258-83-4160 E-mail：fukushi@city.ojiya.niigata.jp

報道機関各位



新潟県小千谷市役所

小千谷市城内2丁目7番5号

**新型コロナウイルス感染症の影響に伴う小千谷市の緊急対策****1. 水道料金の減額**

- 内容／水道料金の基本料金を50%減額
- 期間／令和2年6月検針分（7月請求分）～11月検針分（12月請求分）（6か月間）

**2. 中小企業者等向け市制度融資の元金返済猶予**

- 内容／小千谷市制度融資の元金返済猶予
- 申込期限／令和3年3月31日（水）

**3. 雇用対策支援**

- 内容／
  - ①相談窓口の開設
  - ②雇用対策支援補助

**4. 経営維持支援**

- 内容／経営経費（土地・建物の賃借料）の一部を3か月分補助。
- 申請期限／6月30日（火）

**【参考：実施済の対策】****1. 信用保証料補給**

- 内容／新潟県セーフティネット資金（経営支援枠・新型コロナウイルス感染症対策特別融資）に係る信用保証料の100%補給。  
※3月26日（木）より融資限度額を3,000万円から5,000万円へ拡充。
- 期間／3月2日（月）～令和3年3月31日（水）

**2. 小千谷飲食連合会への補助**

- 内容／飲食店宅配・テイクアウトキャンペーンへの広告費補助
- 期間／4月10日（金）～5月10日（日）

**本件に関するお問い合わせ先／**

- ・水道料金の減額：小千谷市ガス水道局業務課 担当／若井・島峰 TEL：0258-82-4115
- ・上記以外：小千谷市商工振興課地域産業係 担当／内山・和田・臼井 TEL：0258-83-3556

令和 2 年 4 月 22 日

報道機関各位

新潟県小千谷市役所  
小千谷市城内 2 丁目 7 番 5 号

## 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う小千谷市の緊急対策 水道料金を減額

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う緊急対策として、水道基本料金を減額します。

### ◆内容

令和 2 年 6 月検針分（7 月請求分）から令和 2 年 11 月検針分（12 月請求分）までの 6 か月間、水道料金の基本料金を 50%減額します。

例) 口径 20mm のメーターで、25 m<sup>3</sup>使用した場合の 1 か月の料金

減額前 減額後

基本料金（税込）： 1,859 円→ 924 円

従量料金（税込）： 3,140 円→3,140 円

計： 4,999 円→4,064 円（935 円の減額）

### ◆対象者

市の水道を利用しているすべてのお客様（約 13,900 件）

### ◆減額の総額

約 80,000 千円

### ◆メーター口径別の基本料金（税込）

口径	減額前	減額後	口径	減額前	減額後
13mm	1,595 円	792 円	40mm	7,645 円	3,817 円
20mm	1,859 円	924 円	50mm	13,662 円	6,831 円
25mm	2,838 円	1,419 円	75mm	30,063 円	15,026 円
30mm	4,378 円	2,189 円	100mm	53,141 円	26,565 円

本件に関するお問い合わせ先／小千谷市ガス水道局業務課 担当／若井・島峰

TEL : 0258-82-4115 FAX:0258-82-5551 E-mail : gasu@city.ojiya.niigata.jp

令和 2 年 4 月 22 日

報道機関各位



新潟県小千谷市役所  
小千谷市城内 2 丁目 7 番 5 号

## 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う小千谷市の緊急対策

### 中小企業者向け市制度融資の元金返済を猶予

新型コロナウイルス感染症等の影響により損害が生じている中小企業者の資金繰り安定化を図る緊急経済対策として、小千谷市制度融資の元金返済を猶予し、経営を支援します。

#### ■新型コロナウイルス感染症に係る小千谷市制度融資の元金返済猶予

- |          |   |
|----------|---|
| ◆対象者     | 令和 2 年 2 月以降、最近 1 か月または 3 か月間の売上高等が前年同期に比して、同じか減少している者  |
| ◆該当融資    | 全ての中小企業者等向け市制度融資<br>・小千谷市中小企業振興資金<br>・小千谷市中小企業振興高度化資金<br>・小千谷市中小企業経営安定資金<br>・小千谷市中小企業特別借換資金<br>・小千谷市中小企業ものづくり研究開発資金 |
| ◆猶予期間    | 金融機関及び新潟県信用保証協会の審査により決定します。   |
| ◆申込期限    | 令和 3 年 3 月 31 日（水）  |
| ◆ご相談・手続き | 現在融資を受けている金融機関まで  |

報道機関各位



新潟県小千谷市役所

小千谷市城内2丁目7番5号

**新型コロナウイルス感染症の影響に伴う小千谷市の緊急対策****雇用対策支援事業を開始**

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、国の雇用調整助成金の申請に係る相談窓口を開設します。また、社会保険労務士へ相談及び申請書類の作成を依頼する費用の一部を補助します。

**■相談窓口の開設**

雇用調整助成金の申請などに係るお悩みについて、社会保険労務士が申請書類の作成方法など様々な相談に対応します。

**◆開設期間**

5月12日（火）～6月30日（火）の火曜日と木曜日

**◆開設時間**

午後1時～午後5時（事前の予約が必要）

**◆相談内容**

雇用調整助成金の申請に係る初期相談について、社会保険労務士が対応します。

※1事業所につき1回までとし、その後は雇用対策支援補助金（下記）を活用し雇用調整助成金の申請を進めていただきます。

**■雇用対策支援補助金**

雇用調整助成金の申請に際し、書類の作成などを社会保険労務士に依頼した費用の一部を補助します。

**◆対象者**

市内に居住し事業を営んでいる者（市税の滞納がないこと）

**◆対象経費**

雇用調整助成金の申請に要する社会保険労務士へ支払う費用

**◆補助額**

費用の100%（従業員10人超の事業所は50%）

上限額10万円（1事業所につき1回まで）

**◆申請方法**

新型コロナウイルス感染症の感染予防の観点から、申請書類は郵送での提出とします。

**本件に関するお問い合わせ先**／小千谷市商工振興課地域産業係 担当／内山・臼井

TEL：0258-83-3556 FAX:0258-83-2789 E-mail：syoko@city.ojiya.niigata.jp

報道機関各位

新潟県小千谷市役所  
小千谷市城内2丁目7番5号**新型コロナウイルス感染症の影響に伴う小千谷市の緊急対策****経営維持支援事業を開始**

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、売上が減少し経営が悪化している中小企業等の負担を軽減するため、経営経費（土地、建物の賃貸借契約に基づく賃借料）の一部を補助します。

**■経営維持支援事業補助金**

## ◆対象者

- (1) 業 種：運輸業、郵便業、教育・学習支援業、卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業、製造業、生活関連サービス業、娯楽業、建設業
- (2) 売上状況：令和2年2月から5月までの間のいずれかの月における売上額と前年同月の売上額を比較して20%以上減少していること  
※前年同月に事業を行なっておらず売上がない場合は、令和元年11月から令和2年1月までのうち事業を行った月の売上平均額とを比較。
- (3) そ の 他：市内に居住し事業を営んでいる者（市税の滞納がないこと）  
補助金を交付する時点で継続して事業を営んでいること

## ◆対象経費

土地、建物の賃貸借契約に基づく賃借料（複数契約も可）の3か月分

## ◆補助額

従業員が5人以下の事業所は、上限15万円（1事業所につき1回）

従業員が5人を超える事業所は、上限30万円（1事業所につき1回）

## ◆申請期限

令和2年6月30日（火）

## ◆申請方法

新型コロナウイルス感染症の感染予防の観点から、申請書類は郵送での提出とします。

本件に関するお問い合わせ先／小千谷市商工振興課 担当／内山・和田・臼井  
TEL：0258-83-3556 FAX:0258-83-2789 E-mail：syoko@city.otiya.niigata.jp